

中央教育審議会初等中等教育分科会
高等学校教育の在り方ワーキンググループ

高等学校等における私費負担の軽減に向けて
～世帯の経済状況に関わらず安心して育ち、学ぶ権利を保障するために～

2024年9月12日

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

国内事業部 子どもの貧困問題解決事業チーム 田代光恵

セーブ・ザ・チルドレンとは

- すべての子どもにとって生きる、育つ、守られる、参加する「子どもの権利」の実現を目指して100年以上活動する子ども支援専門の国際NGO
- 日本を含む約120ヶ国で子ども支援活動を展開



国内での子どもの貧困に関する主な直接支援活動

子ども給付金

経済的かつ障害や疾病、海外ルーツなど生活の困難がある世帯を対象に、新入学の私費負担軽減（約1,000人）、高校生活の継続支援（宮城県石巻市）



ハロー!ベビーボックス

誕生時から子どもの権利を保障するため、低所得など困難な状況にある妊産婦への新生児用品の提供（約1,500箱）



食の応援ボックス

夏休み・冬休みに合わせ全国約10,000世帯へ食料品、文具、公的支援制度の情報などを提供
長期休暇中の子どもの食の状況改善が目的



体験プログラム

さまざまな経験の機会が制約されがちな子どもたちに対する多様な機会提供



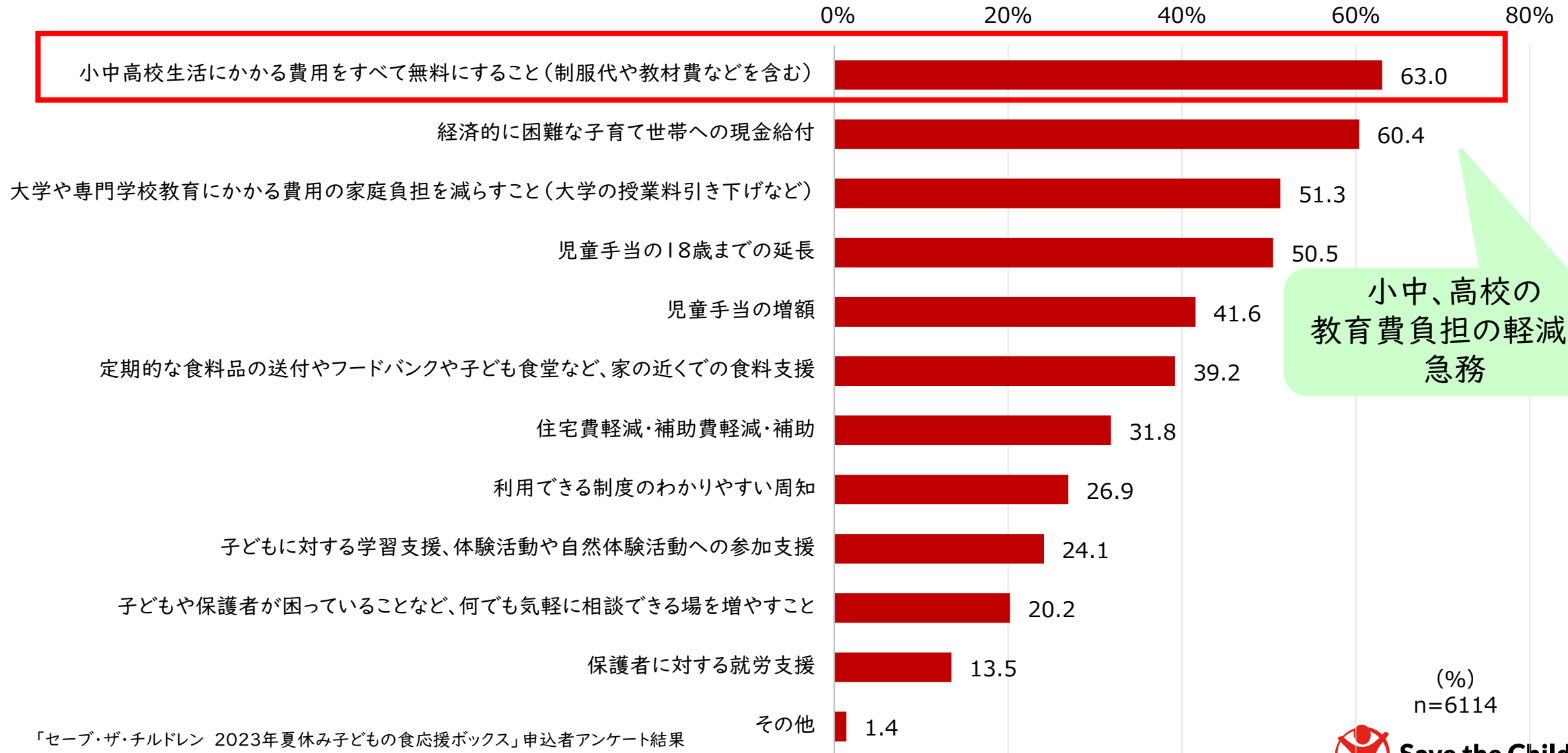
■ 本日の論点

1. 高校等の授業料は実質無償化と言われているが、実際には就学するために必要な教育費が高額で家計の負担となっている
2. 必要な学用品費などの教育費をまかなうために、子どもたちの育ちにも大きな影響が及んでいる。学びのスタートラインに立っていない、学ぶ以前の環境が整っていない子どもたちの存在・現状を教育現場で広く認知し対応する必要がある
3. 高校生等が安心して学ぶために、学用品などの私費負担軽減、高校入学前の準備金の創設、昼食など食費や通学費の補助、対象の拡大など子どもの声を聴きながら支援制度を拡充することが不可欠

本報告では、セーブ・ザ・チルドレンにつながる経済的に困難な状況にある子どもや保護者への調査や各種調査から、上記の点について問題提起を行う。

■経済的に困難な状況にある保護者が子育てをするうえで求める支援

子育てをしていくうえでどんな支援が必要だと思いますか。(任意、複数回答)



小中、高校の
教育費負担の軽減が
急務

(%)
n=6114

■子どもの学習費の現状（文科省「子供の学習費調査」より）

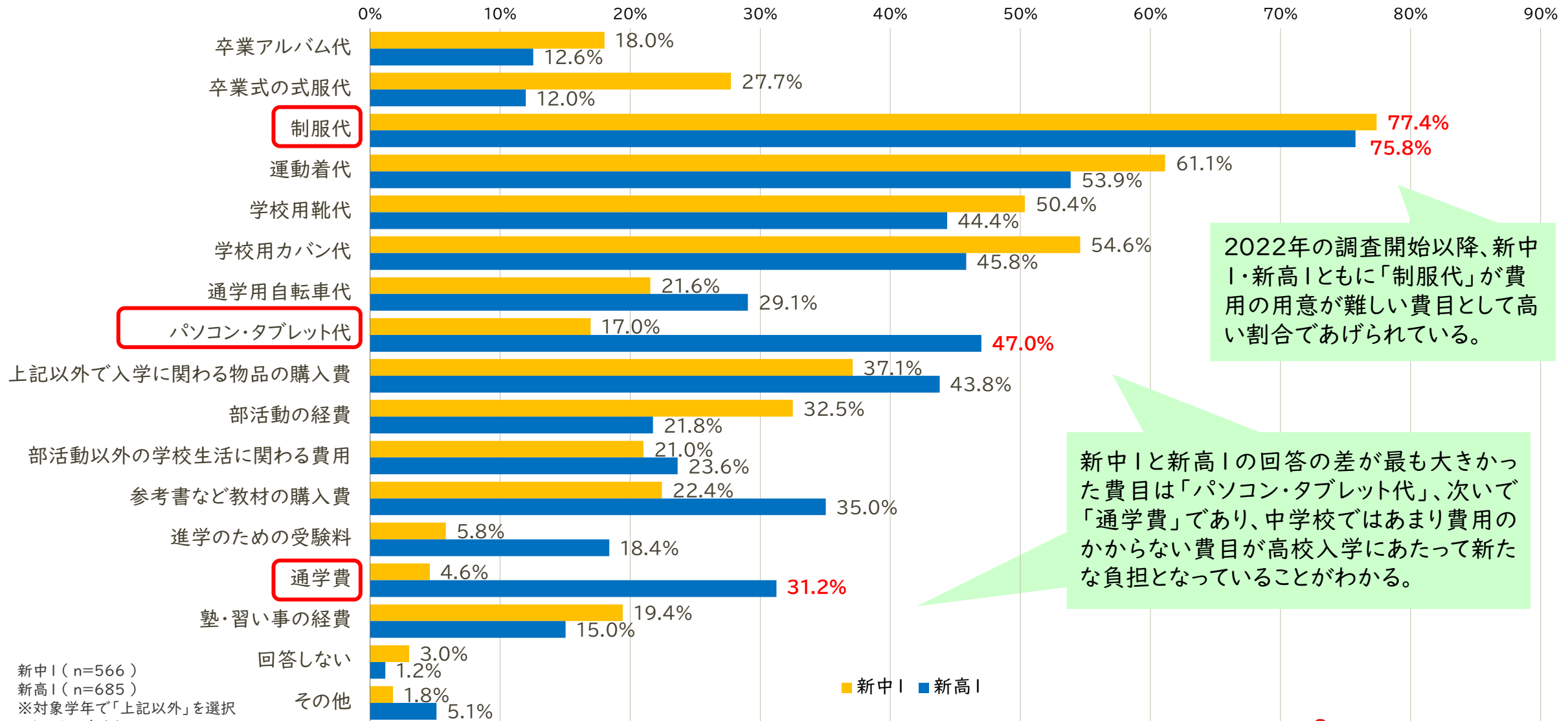
（円）

区 分	幼 稚 園		小 学 校		中 学 校		高等学校(全日制)	
	公 立	私 立	公 立	私 立	公 立	私 立	公 立	私 立
学 習 費 総 額	165,126	308,909	352,566	1,666,949	538,799	1,436,353	512,971	1,054,444
公私比率	1	1.9	1	4.7	1	2.7	1	2.1
うち学校教育費	61,156	134,835	65,974	961,013	132,349	1,061,350	309,261	750,362
構成比(%)	37.0	43.6	18.7	57.7	24.6	73.9	60.3	71.2
公私比率	1	2.2	1	14.6	1	8.0	1	2.4
うち学校給食費	13,415	29,917	39,010	45,139	37,670	7,227	...	...
構成比(%)	8.1	9.7	11.1	2.7	7.0	0.5	...	...
公私比率	1	2.2	1	1.2	1	0.2	...	...

義務教育（無償）であるはずの**小学校でも104,984円、中学校でも170,019円**（学校教育費・学校給食費）、**公立の高等学校でも309,261円**の家計負担が発生

■卒業・新入学時の費用負担（新中Ⅰ・新高Ⅰの保護者）

Q.どのような費用を用意することが難しいですか。（必須、複数回答）



■特に高校入学時にかかる重い私費負担

※n数は、各質問に回答した高1保護者の人数（重複回答なし）

Q. 卒業・就学準備に必要な費用について、養育者でご負担された金額はどれくらいですか。（高1保護者、任意、自由記述）

表1 制服代についての全国平均額

高校種別	n数(人)	平均額
国公立 (国立・都道府県立・市立)	167	6万3,350円
私立	73	9万939円

表2 運動着代についての全国平均額

高校種別	n数(人)	平均額
国公立 (国立・都道府県立・市立)	186	2万3,183円
私立	57	2万8,775円

表3 学校で使用する教科書・教材代についての全国平均額

高校種別	n数(人)	平均額
国公立 (国立・都道府県立・市立)	161	3万3,228円
私立	61	3万8,118円

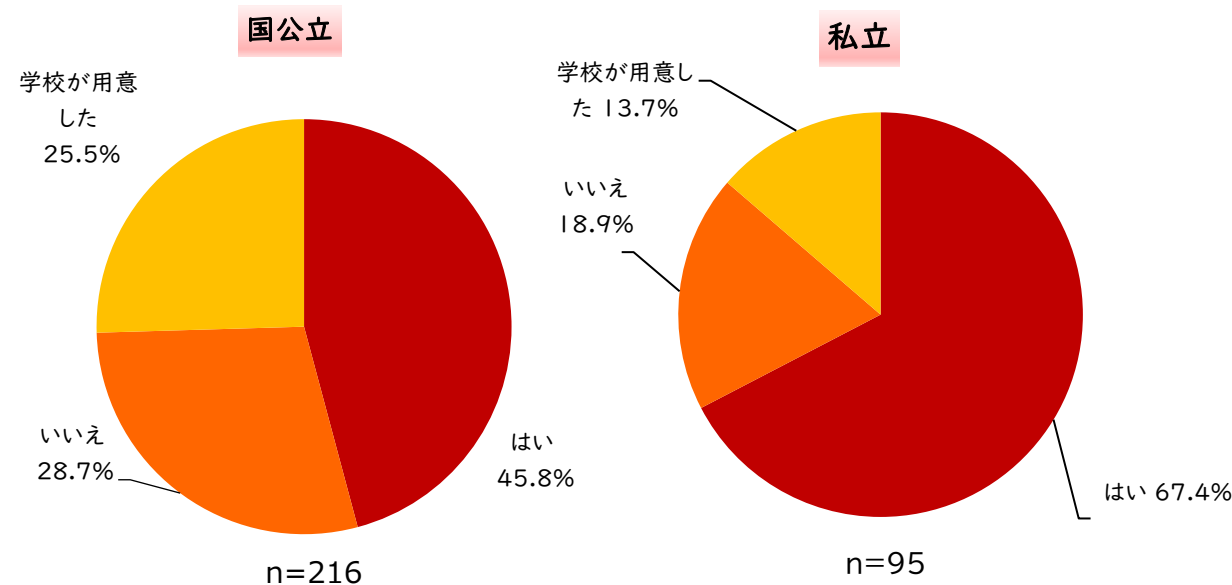
表4 パソコン・タブレット代についての全国平均額

高校種別	n数(人)	平均額
国公立 (国立・都道府県立・市立)	75	6万496円
私立	48	8万6,727円

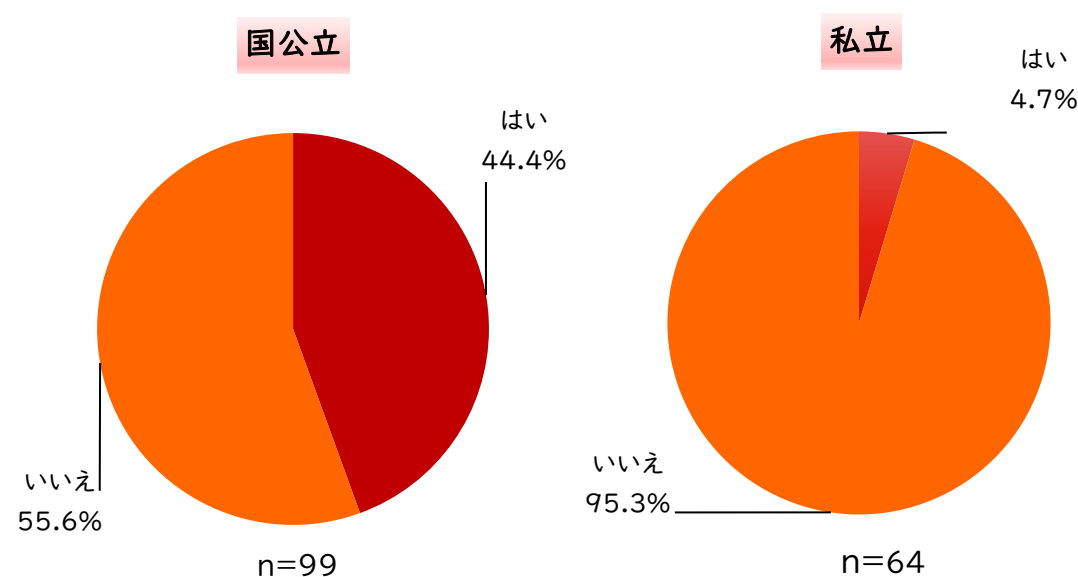
- 表1～4の合計: **公立→180,257円 私立→244,559円**
- この他にも、卒業アルバム代・入学金・通学費などの費用が必要で、実際の入学時の負担感はさらに重い
- パソコン・タブレット代について、2023年度の調査※と比較し、国公立で平均額が約7,000円ほど上昇している。
パソコン・タブレット本体機器以外にかかる費用も合わせると、その経済的負担はかなり大きい。それ以外の費目についてはおおむね2023年と同程度の金額となっている。※セーブ・ザ・チルドレン「子ども給付金～新入学サポート2023～」利用者アンケート調査結果報告書 ダイジェスト版, p.5参照。

■パソコン・タブレット購入について(高1保護者)

Q. 入学にあたって、タブレット・パソコンの購入が必要でしたか。
(任意、単数回答)



Q. パソコン・タブレット購入にあたって、自治体や学校からの補助金や助成金がありましたか。(任意、単数回答)



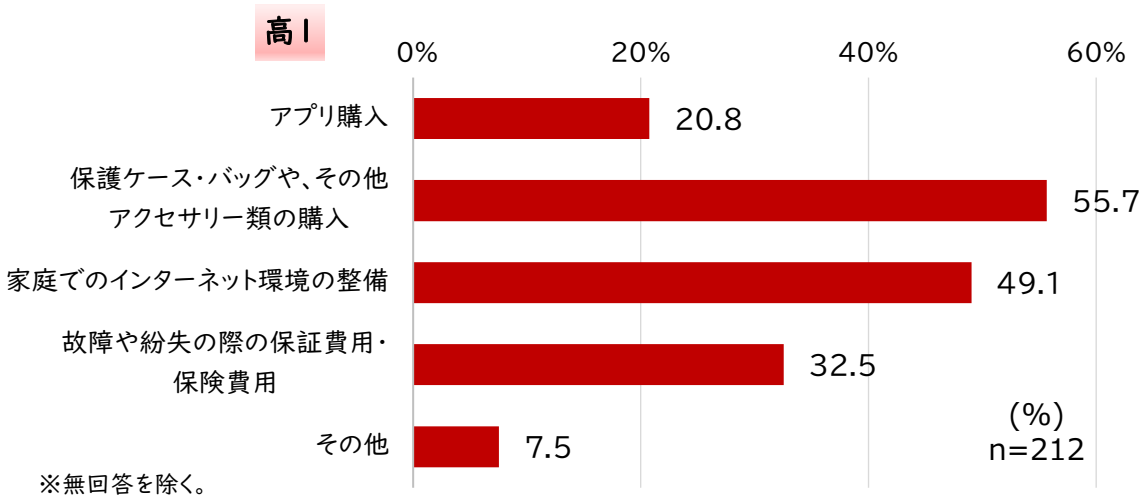
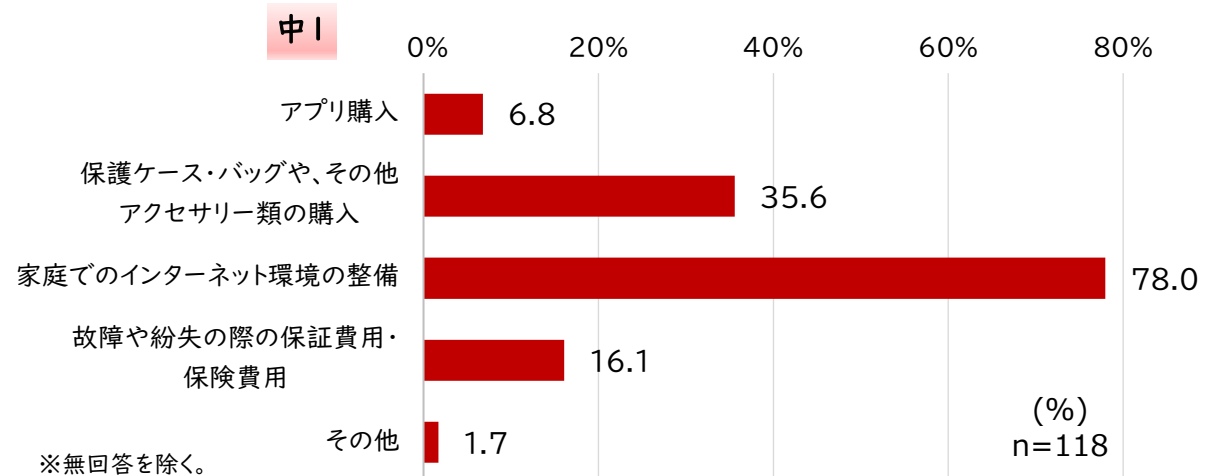
<自由記述より>

- ・ パソコンや電子辞書など、かなりの高額な費用が必要だった。購入費用は家族が負担しなくて良い方法を取って欲しい。購入代金がそのまま行政から業者に支払われる方法が良い。(高1の祖母、ふたり親、広島県)
- ・ ハイスペックなパソコン、携帯を購入するよう指定されたため、とても費用がかさんだ。(高1の母、ひとり親、北海道)
- ・ タブレット購入が基本となり、思っていた以上の出費があった。(高1の母、ひとり親、神奈川県)
- ・ パソコンやタブレット教育は必要だと思うが、それを整えるのが厳しい家庭もあるので。教育内容や必要なものに対して柔軟に補助金などを考えてほしい。(高1の母、ひとり親、高知県)
- ・ 小中学校はタブレットとかバック貸し出しになるので 高校もそうなればいいなと思いました。(高1、女、福岡県)

※自由記述は、原文のまま。ただし、明らかな誤字・脱字は修正したり、個人情報保護の観点などから原文から一部を抜粋して文意が変わらない範囲で編集している場合がある。()内は、回答者の属性、世帯の状況、居住地。または子どもの学年(調査当時)、性別、居住地。

■ パソコン・タブレットの本体以外の購入について（保護者）

Q.パソコン・タブレット機器本体以外で、学校または家庭でのオンライン学習にあたって費用が発生したものについて、あてはまるものをすべて選んでください。（任意、複数回答）



Q.左の質問で選択したパソコン・タブレット機器本体以外にかかった費用の具体的な金額を記入してください。（任意、自由記述）

	n数(人)	平均額
中1	33	1万1,065円

高校種別	n数(人)	平均額
国公立 (国立・都道府県立・市立)	63	1万5,982円
私立	29	2万510円

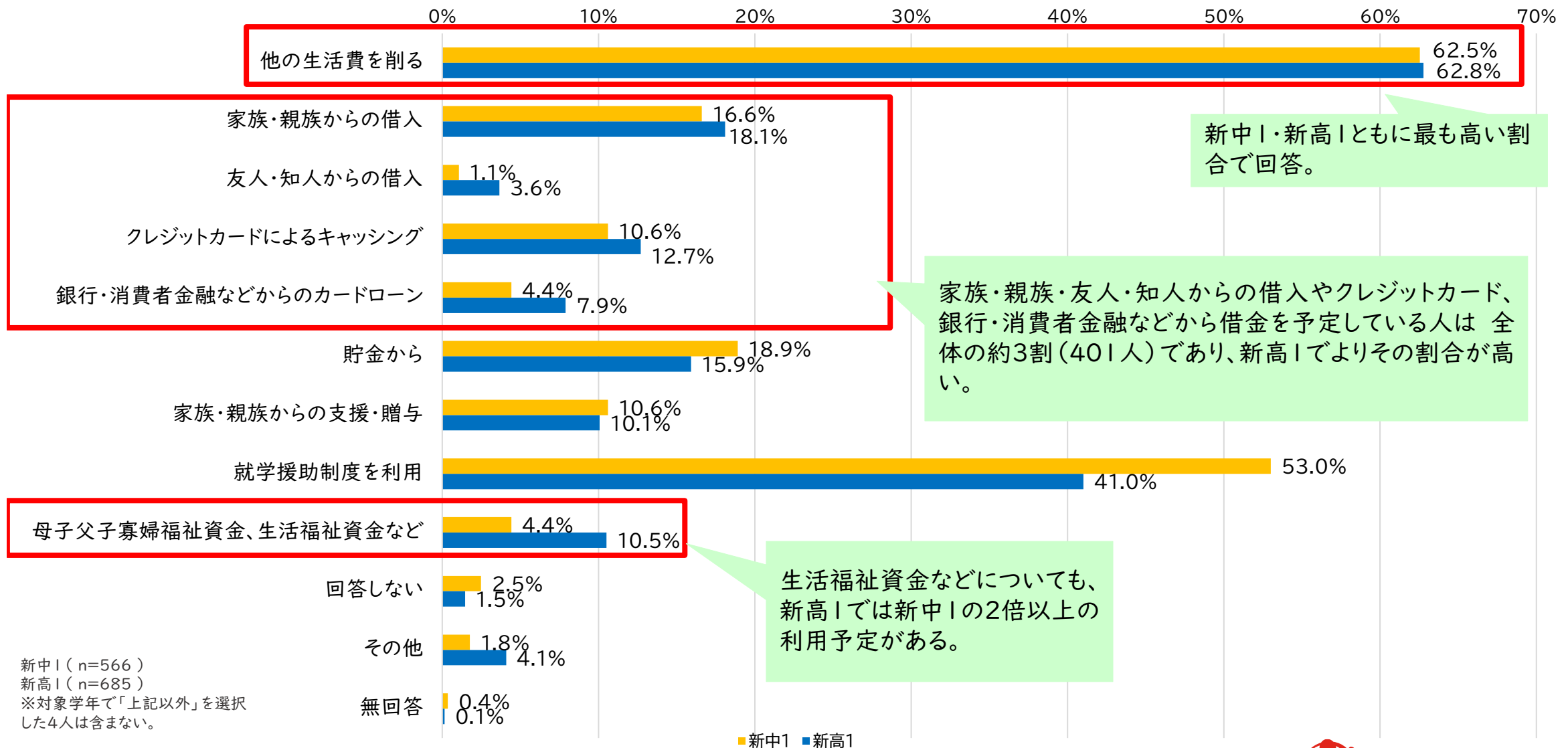
<自由記述より>

- タブレットなどの故障などの保証は学校側で入ってほしい。卒業とともに高額請求されるのが怖い。（高1の母、ひとり親、岐阜県）
- パソコンが壊れたときやバージョンアップで再購入する際の費用捻出が困難。（高1の母、ひとり親、東京都）

「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～新入学サポート2024～」利用者アンケート調査結果
https://www.savechildren.or.jp/scjcms/sc_activity.php?d=4499

■卒業・新入学準備の費用の捻出について(保護者)

Q.あなたの世帯では卒業・新入学準備に必要な費用をどのように捻出する予定ですか。(任意、複数回答)

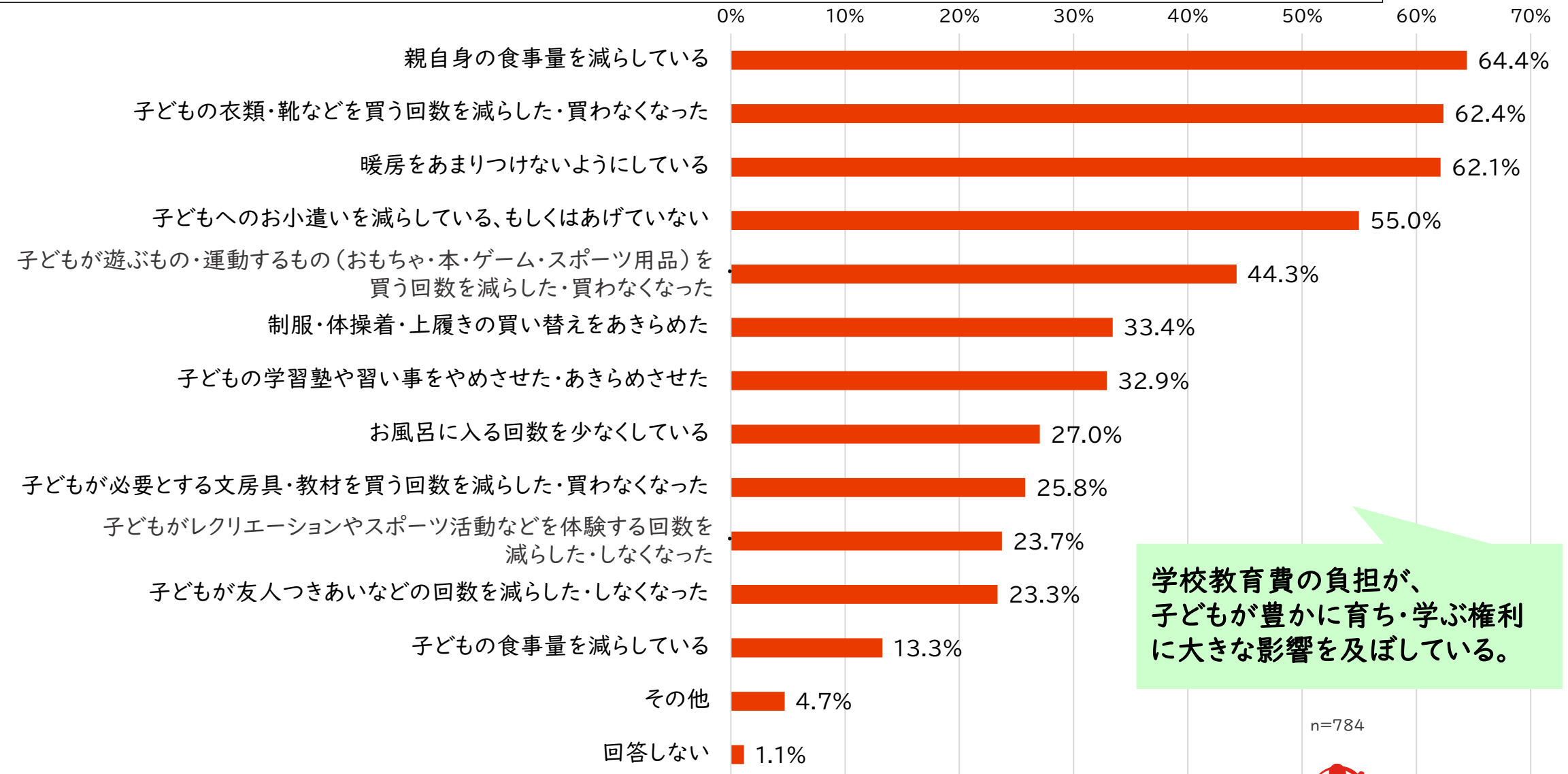


「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～新入学サポート2024～」申請時アンケート調査結果

https://www.savechildren.or.jp/scjcms/sc_activity.php?d=4424

■卒業・新入学準備の費用の捻出について(保護者)

Q.(前ページで「他の生活費を削る」と回答した人のみ)どのように生活費を削っていますか。(必須、複数回答)



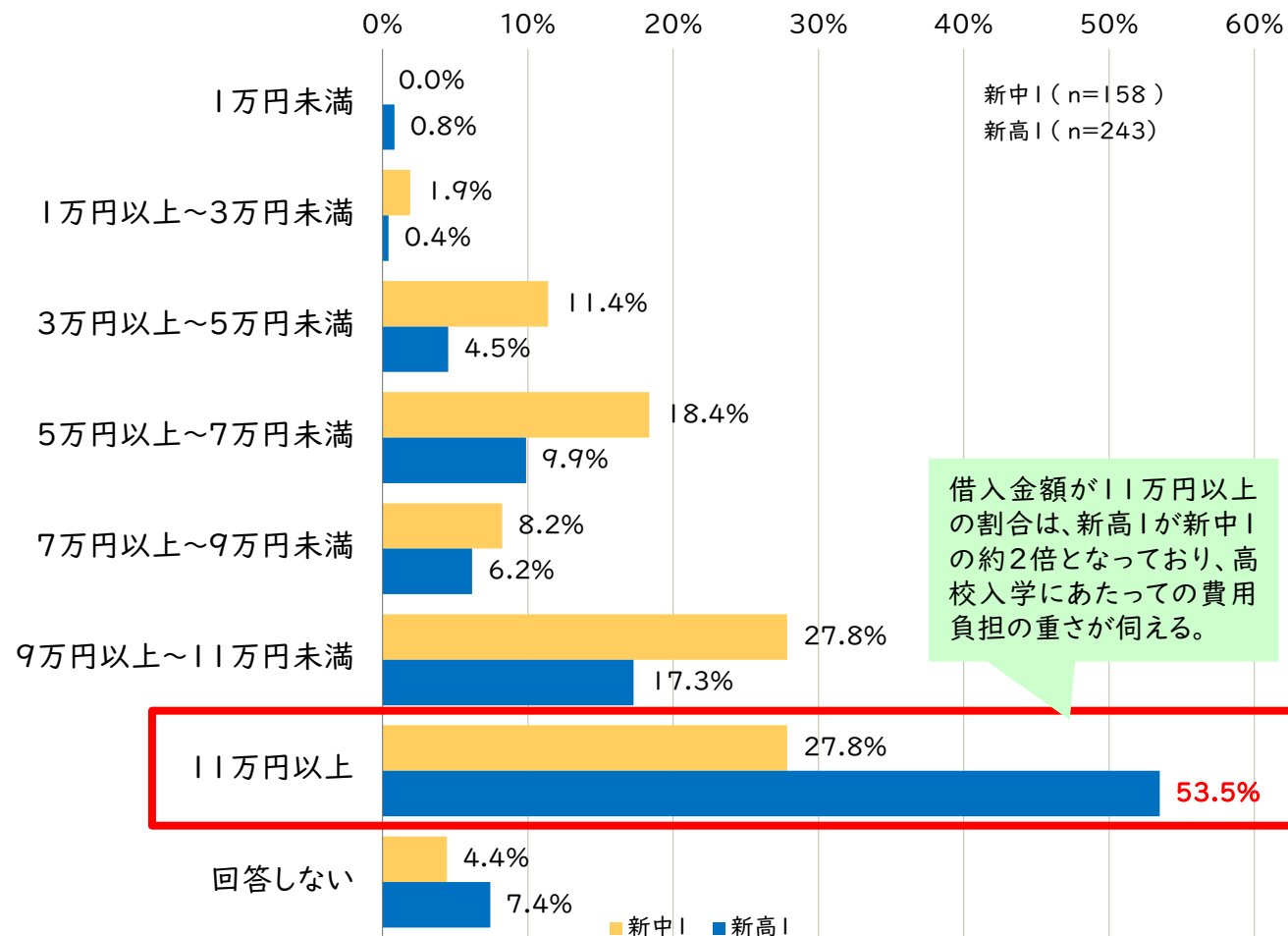
学校教育費の負担が、
子どもが豊かに育ち・学ぶ権利
に大きな影響を及ぼしている。

n=784

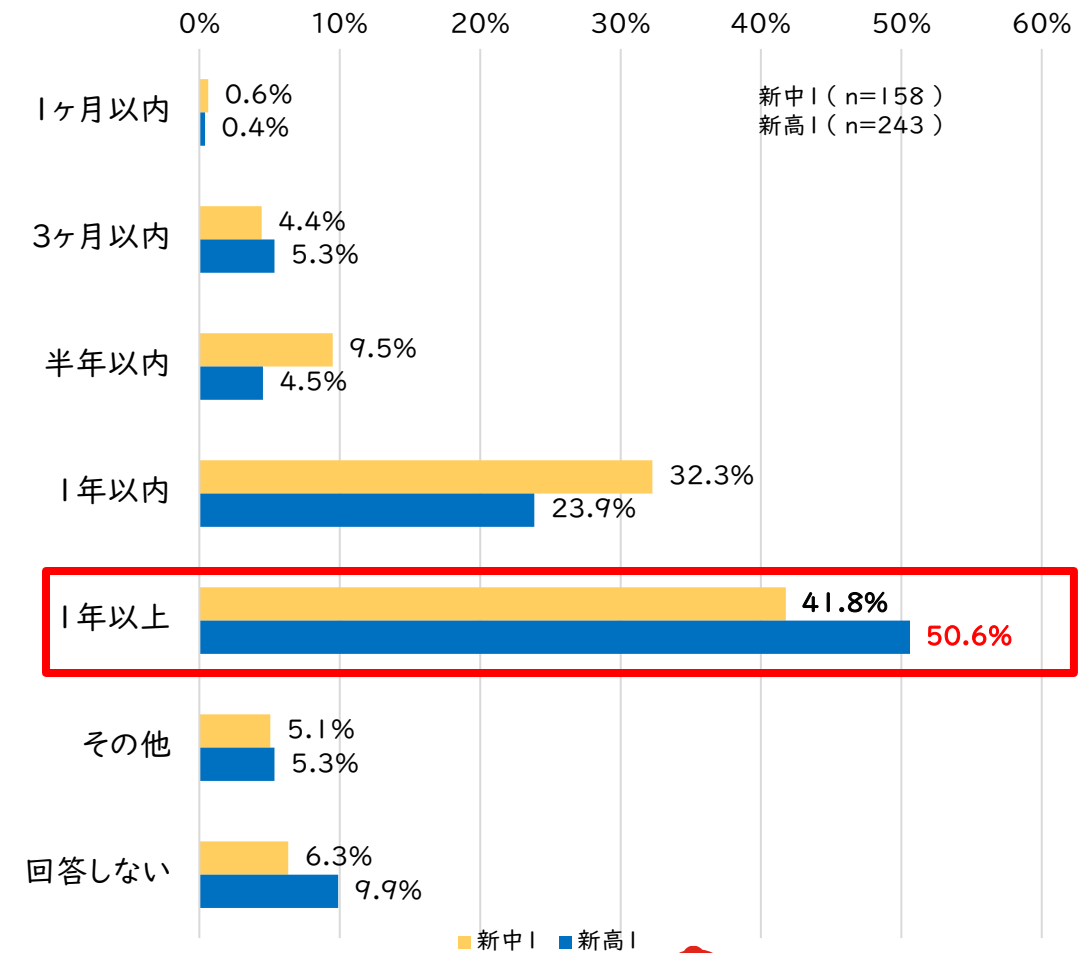
■卒業・新入学準備の費用の捻出について(保護者)

Q.(家族・親族・友人・知人からの借入やクレジットカードによるキャッシング、銀行・消費者金融などからのカードローンのいずれかに回答した人のみ)

卒業・入学に必要な費用についての借入金額はいくらですか。(必須、単数回答)

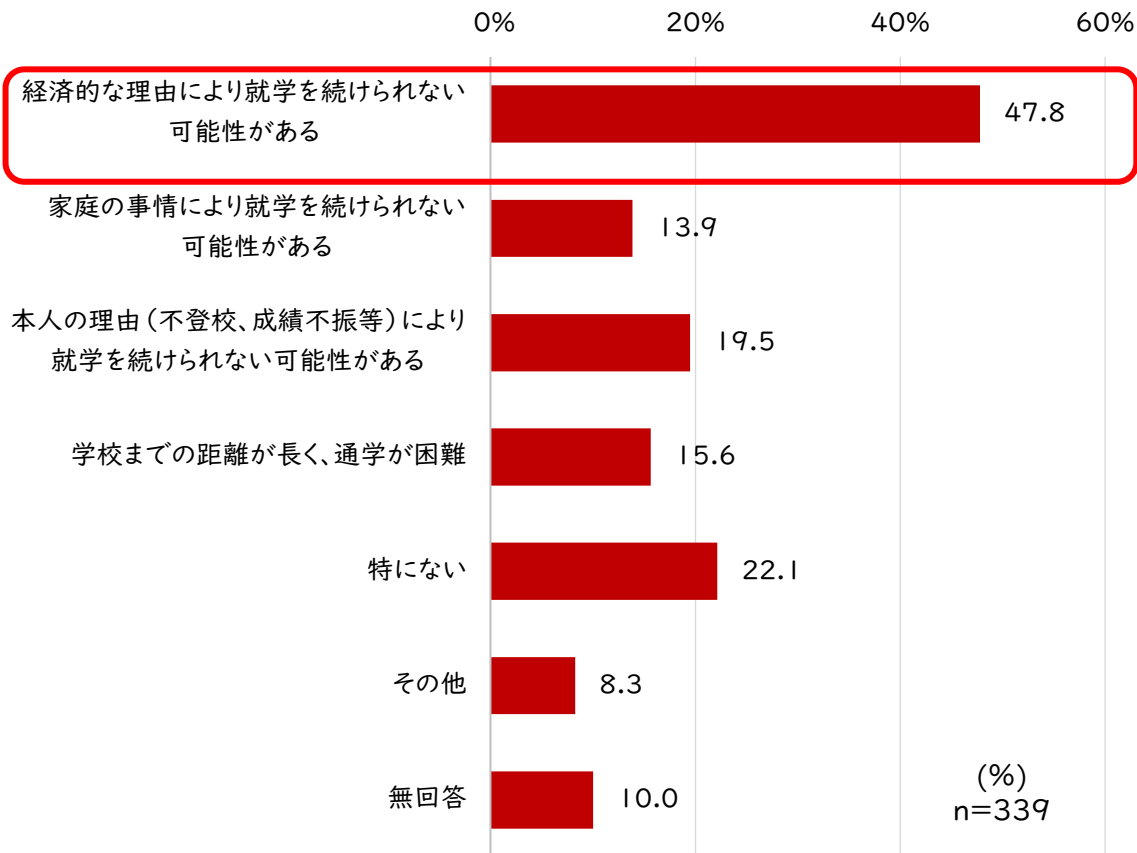


Q.卒業・入学に必要な費用について借入する費用の返済期間はどれくらいの予定ですか。(必須、単数回答)

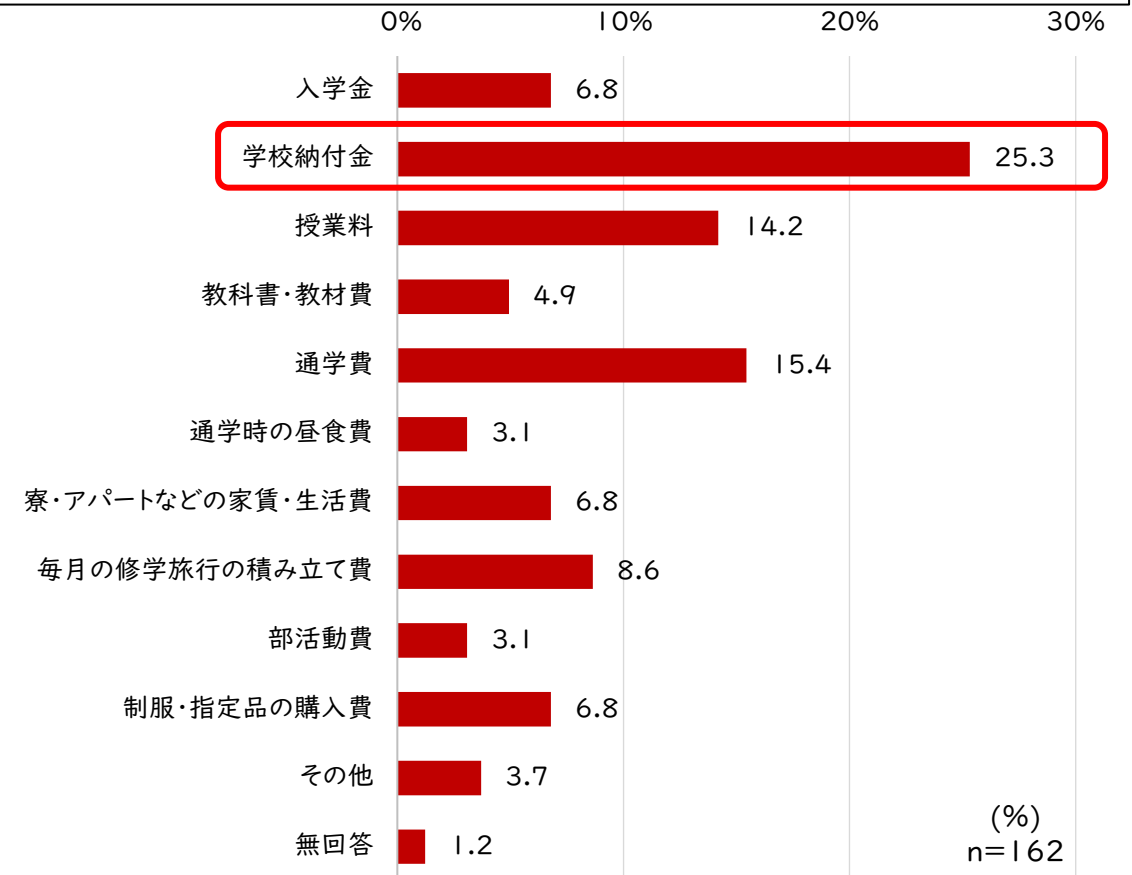


■ 高校就学で心配なことについて(保護者)

Q. お子さんの高校就学について、心配なことはありますか。
(任意、複数回答)



Q. (経済的理由で就学継続困難な保護者) 高校の就学継続に一番大きな負担となっている費用について教えてください。
(任意、単数回答)

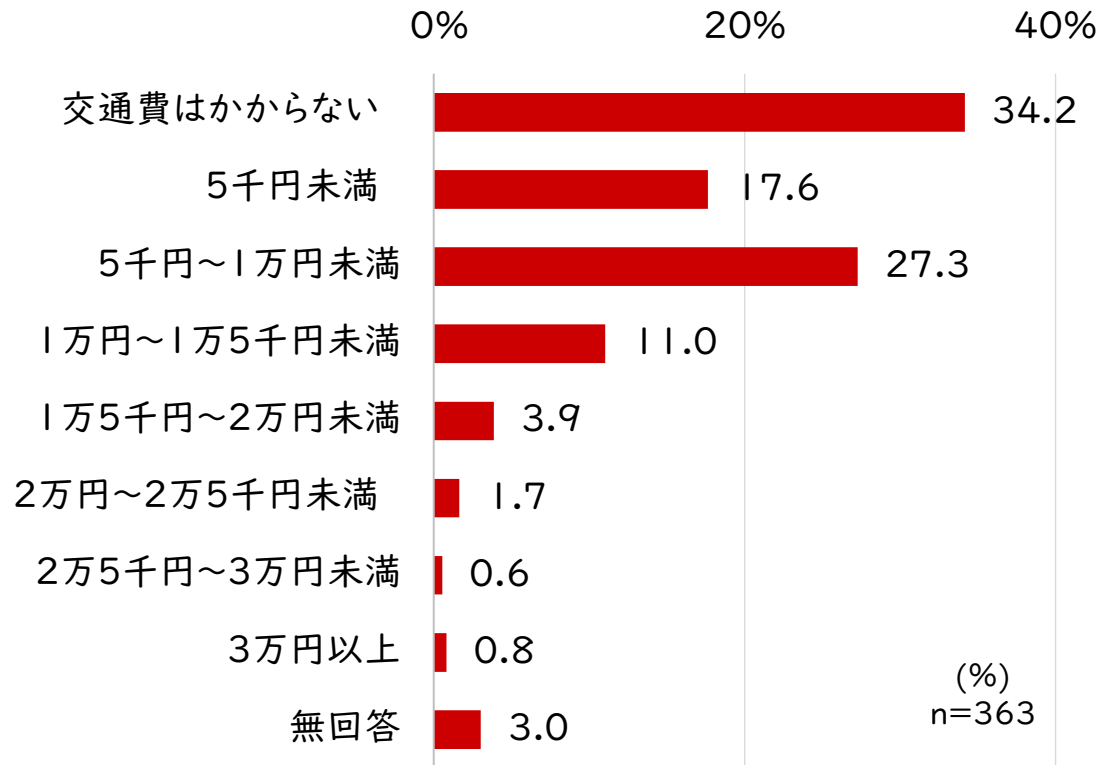


<自由記述より>

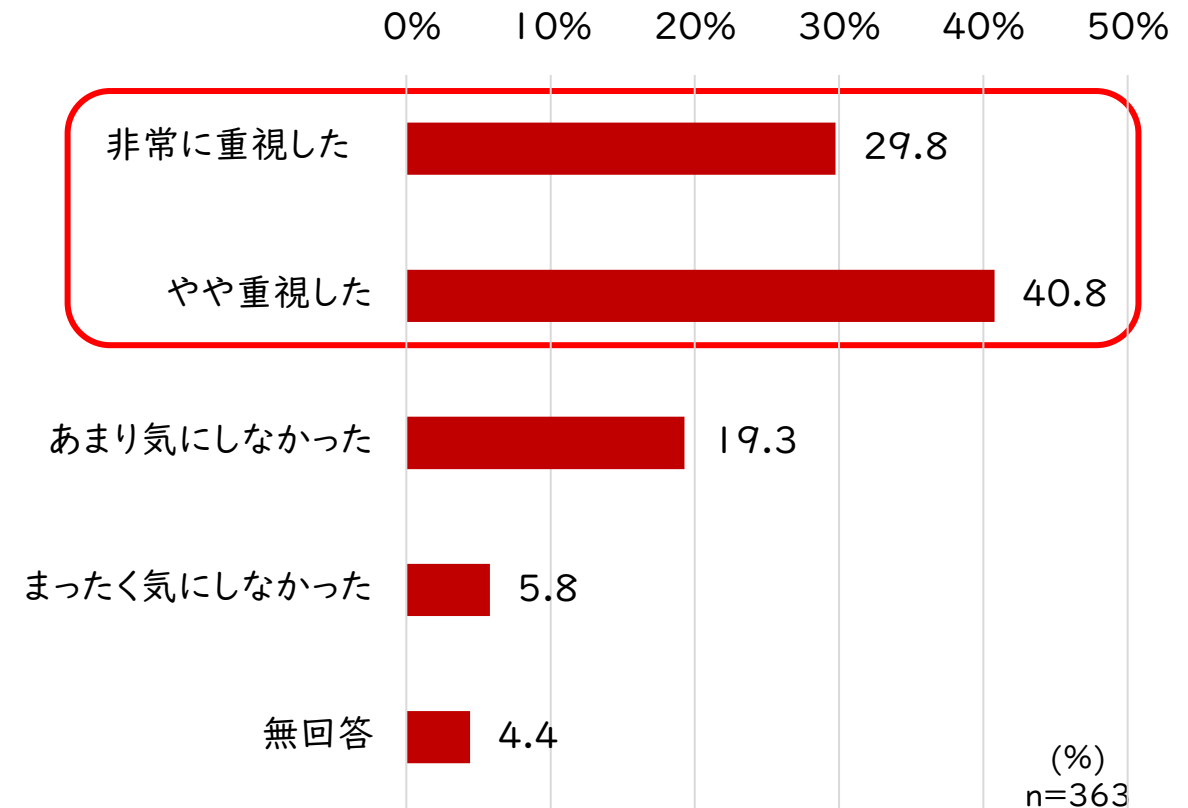
- ・ 私立高校はもちろんですが、公立高校でもやはり施設費、積立、教材費その他もろもろやはりお金がかかります。学ぶ為にパソコンや電子辞書も用意しなければならないし、通学のために自転車を購入したり、育ち盛りだから食費もかかります。模試を受けたり英検を受けたりその検定費用も授業料以外にかかるので、高校も今の時代行かない人はほとんどいないと思いますので、義務教育は高校までにするなどして授業料の負担などを減らして頂けると良いと思います。(高1の母、ひとり親、埼玉県)

■ 高校等への通学費について(保護者)

Q. お子さんの1か月あたりの通学交通費(公共交通機関に限る)を教えてください。(任意、単数回答)



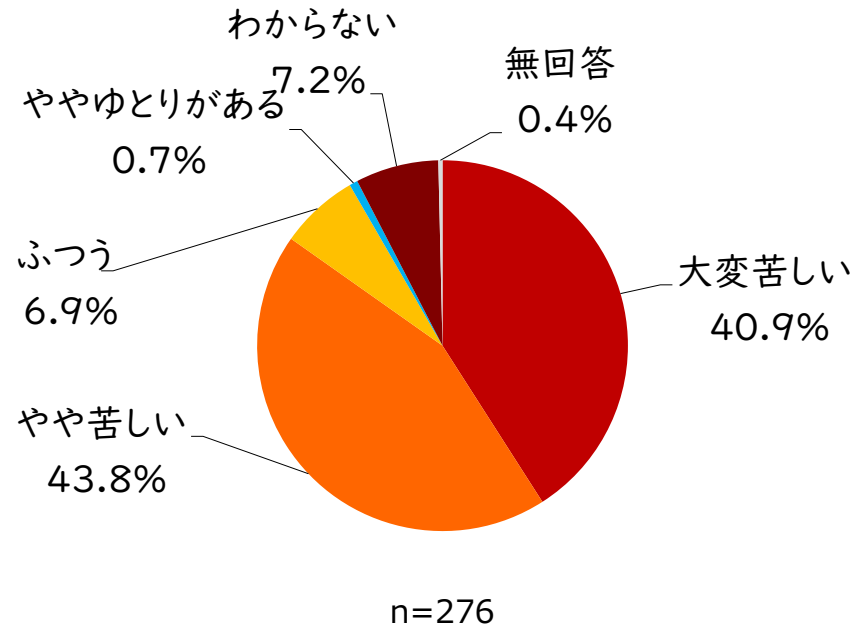
Q. 進学する高校の選択の際、通学交通費の負担をどの程度重視しましたか。(任意、単数回答)



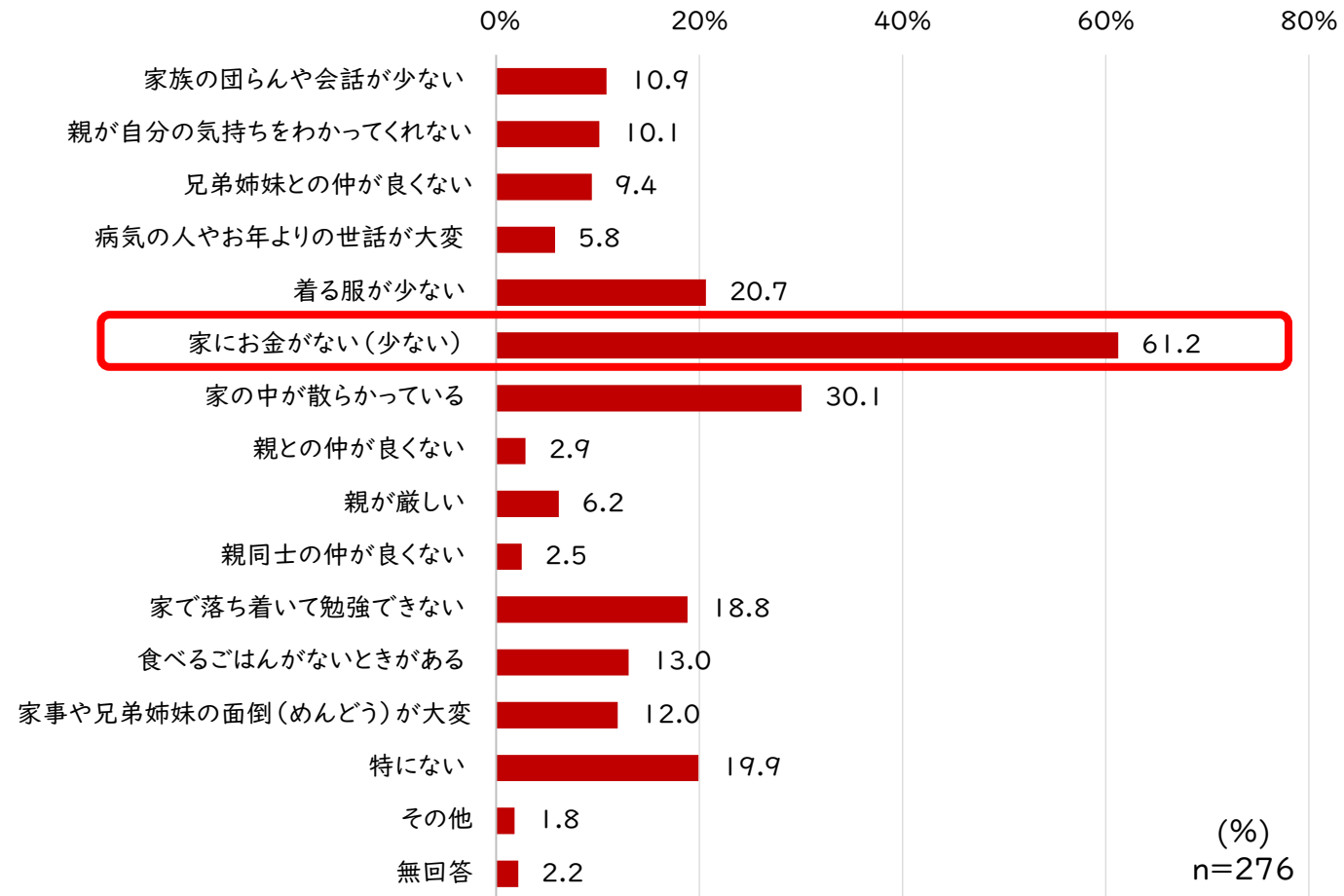
363人中256人(70.5%)が交通費について「非常に重視した」「やや重視した」と回答。交通費の負担が進学先の選択に影響していると考えられる。

■ 家庭の経済状況について(中高生)

Q. あなたの家の暮らしは、経済的に(お金に関して)は、次のどれにあたると思いますか。(任意、単数回答)

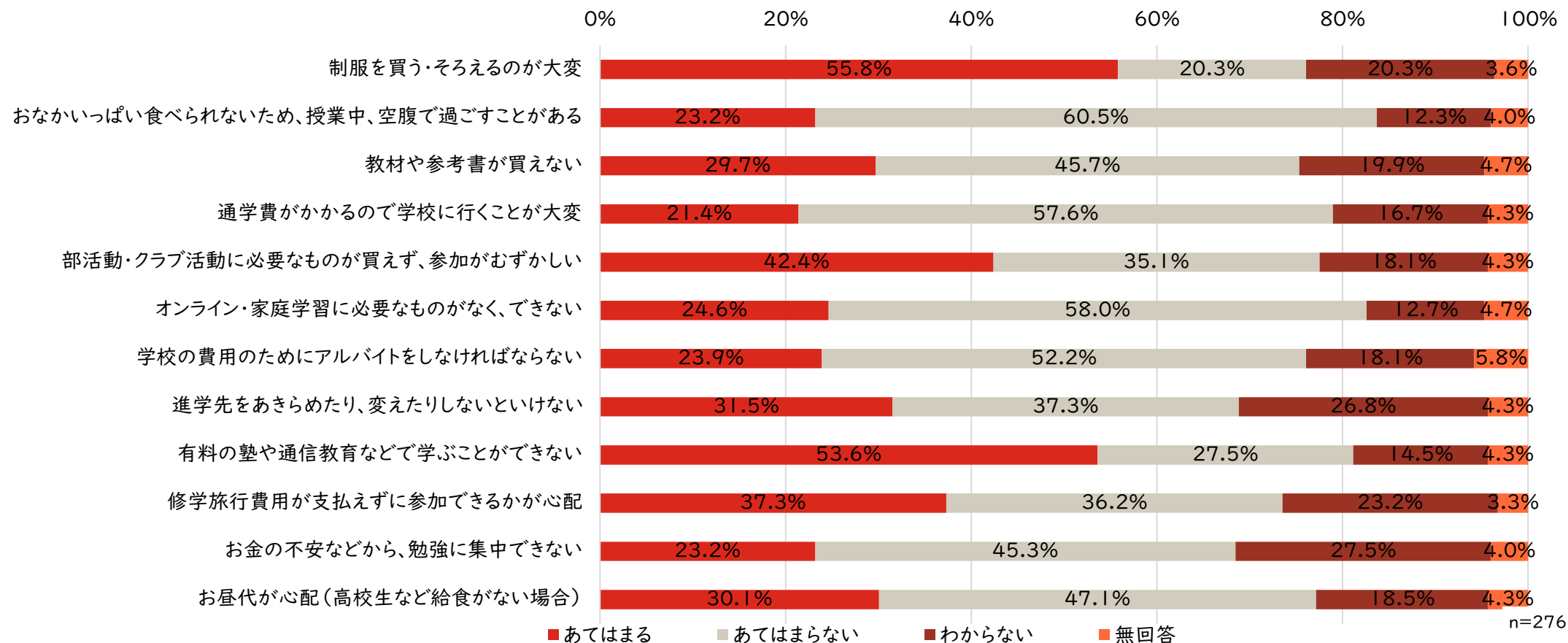


Q. 家族のことなどで、困っていることや、心配なことはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。(任意、複数回答)



■ 中高生の学習や学校生活に必要なお金の悩みについて

Q. 学習や学校生活に必要なお金のことで何か悩み事がありますか。以下について、それぞれあてはまるものを選んでください。
(任意、各単数回答)



中高生は制服の負担感が最も高い。一方、子どもの約4人に1人は「授業中、空腹で過ごすことがある」、「学校の費用のためにアルバイトをしなければならない」、「お金の不安などから勉強に集中できない」と回答しており、学び以前の生活・経済環境が整っていない状況がうかがえる。部活動・クラブ活動への参加が難しい中高生は4割を超える。塾や通信教育での学びができていない中高生は半数を超えた。

■ 高校就学の経済的負担に関する高校生の声

卒業、入学のたびにお金がたくさん必要になるので、おめでたいことなのに素直に喜べない。親が悩むのが心配で不安になる。学校生活でかかる全ての費用を無料にして欲しい。

靴、カバン、教科書、制服、カバン、文具類、学校に納めるお金、交通費、部活で必要な物。お金の不安がなくなると、安心して学校生活を過ごせると思う。(高1、男、沖縄県)

入学金、施設費、初回の学費、制服、入学するのに1年分の生活費がなくなる。お母さんが栄養失調になった。(高1、女、和歌山県)

公立高校に入学出来たけれど公立高校でもやはり制服代施設費や授業料、パソコン購入や電子辞書なども購入しなくては行けなくてたくさんお金を親に使わせてしまったと思います。(高1、女、埼玉県)

高校に入学するのに、思った以上に沢山お金がかかることがわかった。私が高校に入学することで家がより貧乏になった。高校で自分の好きなことをしたいけれど、とても難しい。(高1、女、鳥取県)

勉強がしたいだけなのに、親にどんどんお金を出させなければならぬことが辛いです。お金がかからないようにしてほしいです。(高1、女、埼玉県)

いらぬ教科書とかがたまにあるので最初にちゃんと確認して欲しいと学校側におもいました。また、指定の服や小物じゃないといけないのはよく分からない。とくに靴は自由でいいと思った。(高1、女、東京都)

■本日の論点 -特に高校生等奨学給付金の拡充について-

1. 高校等の授業料は実質無償化と言われているが、実際には就学するために必要な教育費が高額で家計の負担となっている
2. 必要な学用品費などの教育費をまかなうために、子どもたちの育ちにも大きな影響が及んでいる。学びのスタートラインに立てていない、学ぶ以前の環境が整っていない子どもたちの存在・現状を教育現場で広く認知し対応する必要がある
3. 高校生等が安心して学ぶために、学用品などの私費負担軽減、高校入学前の準備金の創設、昼食など食費や通学費の補助、対象の拡大など子どもの声を聴きながら支援制度を拡充することが不可欠

課題例①

金額が、実際の必要額に足りていない

課題例②

費目がニーズをカバーしていない

課題例③

対象となる基準が厳しい

課題例④

必要なタイミングで給付されていない

■高校生等奨学給付金 実際の学校教育費と支援額

	公立	私立
①授業料以外の学校教育費総額	257,141円	461,919円
②学校外教育費総額	203,710円	304,082円

	公立	私立
学校教育費 総額(授業料以外)	257,141	461,919
入学金等	16,143	71,844
修学旅行費等	19,556	26,549
学校納付金等	32,805	115,808
図書・学用品・実習材料費等	53,103	64,259
教科外活動費	39,395	47,013
通学関係費	91,169	129,155
その他	4,970	7,291

全日制・第1子・非課税	公立	私立
その他学習費支援 (高校生等奨学給付金)	122,100円	142,600円

『令和3年度子供の学習費調査』(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/content/20221220-mxt_chousa01-100012573_3a.pdf より作成

各費用は同『令和3年度子供の学習費調査結果の概要』の分類によるもの。
 たとえば、「通学関係費」とは、通学のための交通費、制服及びランドセル等の通学用品の購入費であり、統計表の「通学費」「制服」「通学用品費」の計である。その他の分類は、上記p8「表4-1 幼稚園の学校教育費の支出構成」下参照。

公立でも、少なくとも
 支援額が**13.5万円不足**
 昼食代は含まれない
 入学時の負担はさらに高額

一方、そもそもの費用が適
 正なのか、援助額内でおさ
 めるにはどうするか見直す
 必要性も

『高校生等への修学支援について』(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm

■高校生等奨学給付金 設定されている費目とニーズ

● 高校生等奨学給付金の制度説明

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費（※）負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う制度です。

※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等になります。

『高校生等への修学支援について』（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm

高校入学にかかる費用がかなりかかる。高校奨学給付金もあるが、非課税世帯でも11万の給付のみ。とてもありがたいが、11万で補えない。制服代、教科書代、タブレット代など入学前に準備するものや、学年費、施設代、通学費、弁当代など毎月かかる費用で苦しい。給付金増額を切に願う。（新高1の母、ひとり親、埼玉県）

参考）

中学校の学校給食費**37,670円**

指定の物などの金額が高いです。電車の定期券なども半年分とかになると何万もかかり親が大変そうです。親に迷惑を掛けたくありませんが、定期代はどうにもなりません。助けて欲しいです。（高1、女、東京都）

「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～新入学サポート2024～」利用者アンケート調査結果

https://www.savechildren.or.jp/scjcms/sc_activity.php?d=4499

「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～新入学サポート2024～」申請時アンケート調査結果

https://www.savechildren.or.jp/scjcms/sc_activity.php?d=4424

■高校生等奨学給付金 対象となる基準が厳しい

● 高校生等奨学給付金の対象

生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯 ※家計が急変して非課税相当になった世帯も対象

『高校生等への修学支援について』（文部科学省） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm

R4年度
高校生等奨学給付金利用者数
33万人

令和5年度行政事業レビューシート（文部科学省）
事業名「高校生等への修学支援」より
https://www.mext.go.jp/content/20230907-mxt_kaikesou02-000031426_0123.pdf

R4年度
中学生の就学援助（要保護・準要保護）利用者数
46万4,225人

文部科学省『令和5年度就学援助実施状況等調査』（2023年12月）より
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/1412177_00003.htm

中高生それぞれの総人数を考慮したとしても、中学校まで就学援助制度を利用できていた子どもが、高校生等奨学給付金を利用できていない

中学までは低所得家庭の就学援助が手厚かったのが、問題なく通うことができたが、高校になると自己負担がこんなにも高く大変なことを初めて知りました。生活費を削っての対応だったので、高校になっても安心して入学、通学できるよう行政から就学援助があれば大変助かります。（高1の母、ひとり親、兵庫県）

■ 高校生等奨学給付金 入学時の必要なタイミングで給付されない

● 高校生等奨学給付金の申請期間

都道府県によって実施状況が異なるが、新年度になってからの申請 ※参考) 東京都は7月～
新入生は、4～6月に一部早期支給の申請できる場合有 ※参考) 東京都も実施

● 高校生等奨学給付金の給付時期

東京都の場合、新入生への**早期支給でも7月**。通常の給付は**12月末までに行う**。

「東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業のお知らせ」より

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/scholarship_public_school.html

就学給付金や支援金の支給時期が遅すぎる。一時的な支払いが4月にドンとくるのは 本当に大変。本当に大変なのを見えていない。(高1、男、静岡県)

後に返ってくるお金も親が1度はまとまったお金を用意しないといけなくて、その度に家の中がギスギスするので短期間お金を貸してくれると家族笑って過ごせるのになと思う。(高1、男、大阪府)

経済的な理由で進級、進学ができるかがとても心配です。授業料の補助金などもあるのですが申請してから支給されるまで長い時間かかる様で、一時的にたてかえるのがとても困難です。たてかえしなくて済む様になると良いと思います。(高1、男、千葉県)

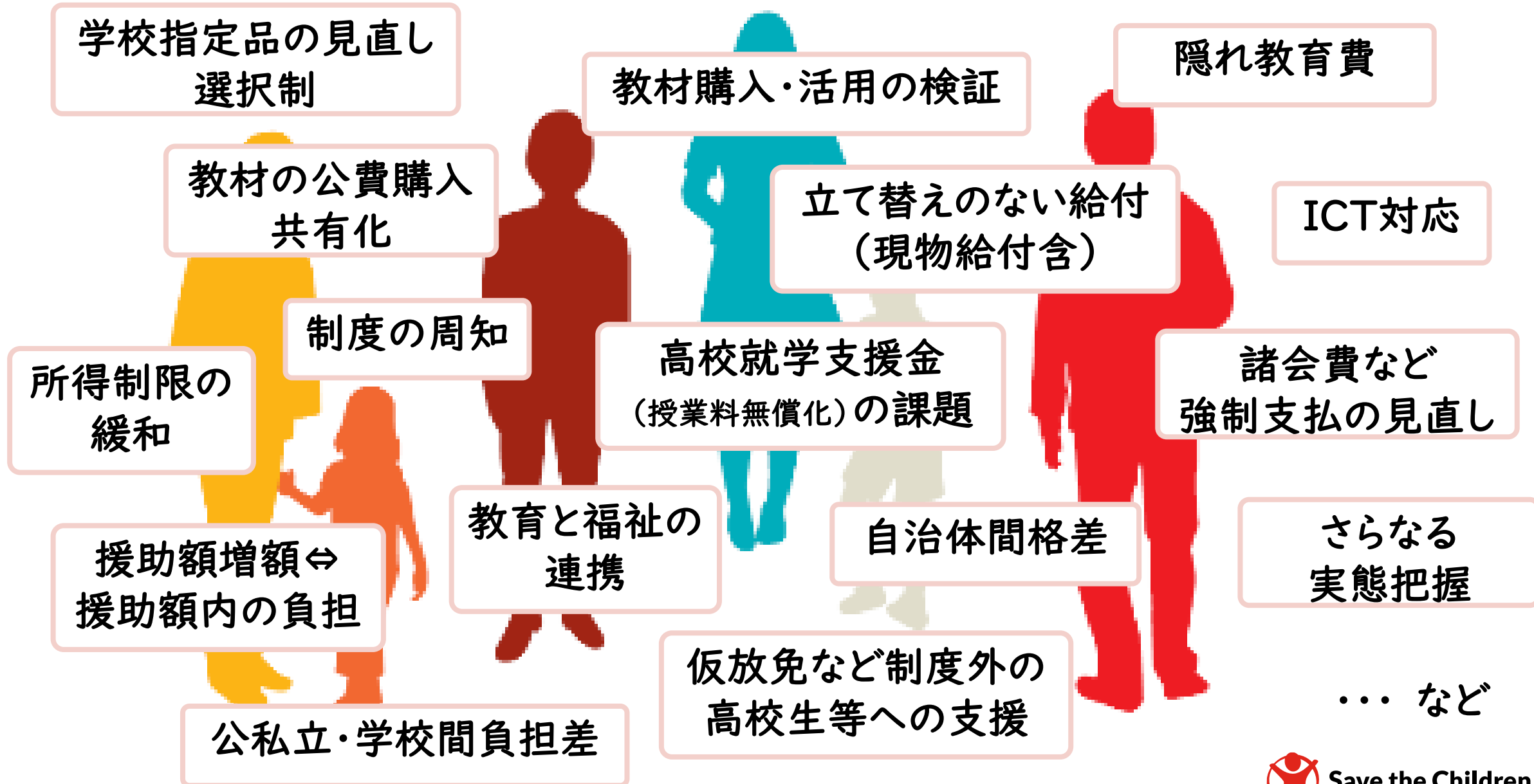
「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～新入学サポート2023～」利用者アンケート調査結果

https://www.savechildren.or.jp/scjcms/sc_activity.php?d=4293

「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～新入学サポート2024～」利用者アンケート調査結果

https://www.savechildren.or.jp/scjcms/sc_activity.php?d=4499

■本日取り上げた以外にも、私費負担軽減のための論点



■おわりに

(2024年6月 子どもの貧困対策法改正を受けて期待すること 宮城県石巻市「高校生活まなびサポート」利用者の声)

- 学校にかかるお金をもっと国が負担してくれたら良いと思う。教育格差をなくせば、将来の選択肢が増えると思う。(高2、女)
- 期待していない。(高2、女)

学ぶ権利の保障のため、教育の無償化を見据え、子どもの声を聴きながら
継続した議論と実効性ある対策・制度改善を

- 文部科学省初等中等教育局 令和7年度 概算要求主要事項
「高校生等奨学給付金」

【令和7年度概算要求 給付額】

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

世帯区分		給付額（年額）	
		国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制		32,300円	52,600円
非課税世帯	全日制等（第1子）	122,100円 →143,700円（+21,600円）	142,600円 →152,000円（+9,400円）
	全日制等（第2子以降※）	143,700円	152,000円
	通信制	50,500円	52,100円
年収約270万円以上～約380万円未満世帯		非課税世帯への給付額の1／5	

https://www.mext.go.jp/content/20240827-ope_dev02-000037780_6.pdf

- こどもの貧困対策法2024年改正
“対策”から“解消”へ

第十一条（教育の支援）

国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

参考) 学ぶ権利を保障するための国の責務

● 日本国憲法

第 26 条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通 教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

● 国連子どもの権利条約

第28条(教育への権利)

締約国は、子どもの教育への権利を認め、かつ、漸進的におよび平等な機会に基づいてこの権利を達成するために、とくに次のことをする。

1 初等教育を義務的なものとし、かつすべての者に対して無償とすること。

2 一般教育および職業教育を含む種々の形態の中等教育の発展を奨励し、すべての子どもが利用可能でありかつアクセスできるようにし、ならびに、無償教育の導入および必要な場合には財政的援助の提供などの適当な措置をとること。

● 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)

第十三条

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。